

八 利根川溢流連続水害（昭和五十六年・五十七年）

入植以来の度重ねた忌まわしい水害も不思議というか昭和四十七年九月に被害以後約十年近いこの方堤内浸水がなかったため、菅生沼地区内の流作の組合員も非常に助かり、水田耕作そして酪農経営に専念することができて乳牛の頭数、耕作面積を拡大するにいたった。

天災は忘れた頃にやってくると言われるが、正しくその通り、昭和五十六年八月には十五号台風の来襲で菅生沼の低地帯の耕地は冠水して、水稻や畑作物は高地帯の一部を除き収

穫は得られなかった。

これでまた、ここ暫くの間は水害もないだろうと気安めしていたところ、翌五十七年には八月九月と十号十七号の連続台風のため、二回に及ぶ水魔に襲われ、地区内農作物は全滅して収穫皆無となった。流作の農畜舎は屋根裏まで浸水、住宅二十一戸のうち床上浸水六戸、床下浸水十一戸のため、老人婦女子は全員地区外の組合員のもとに避難して厄介になった。

昭和56年8月23日 15号台風被害



低地帯は一面水没 - 旧利根より木野崎機場方面



旧利根の転作大豆の被害



鬼怒川河川敷の牧草地も水没

溢流堤から流れ込んだ
廃材、廃棄物、粗大ゴミ
等が全部流作方面に押し
流されて組合員の農地一
面に広がった。残骸の後
始末には頭を痛めたが、
守谷町役場の行政措置で
処理してもらったことは
大変有り難く思った。

今回の水害は三十四年
の溢流堤決壊の時の災害

昭和57年8月3日 10号台風による被害



流作地区の被害



牛舎の浸水 (吉田覚牧場)



堤防への避難

に匹敵する大被害で、十年近く遠ざかっていた分余計に衝撃は大きかった。

これがきっかけで、隣接にいる地元の人は一挙に高台地区に移転をはじめたので、取り残される不安と将来を憂慮して組合員の中にも移転を考えて地区外に土地を求める者もでてきたので、組合もこれに協力して、移転用地の確保に取り組んだ。しかし、地元の人達とは違って牛舎それに多少の放牧地も必要なので、広大な面積の手当ては不可能なうえ乳牛の連れ込みは拒否されたので、移転計画は成り立たず断念せざるを得なかった。

昭和五十年代後半から遊水地内の流作ではコンクリートサ

イロの構築は禁止されたので、五十六年に設置したスチールサイロ六基のうち浸水の水圧で壊れ使用できないものもでたため、乳牛の粗飼料貯蔵対策を講じる必要が生じた。組合ライスセンター用地の一部にコンクリートサイロ三十五基を設置して飼料の確保を図ったので、一応酪農家も落ち着きを取り戻した。

五十六年の水害は辛うじて組合員の飯米用の米は収穫できただけども、災害補償は農業共済制度による共済金だけで、秋の収穫で期待した収入の道は絶たれ、一年間注ぎ込んだ営農資金の返済および一部生活費も必要であり、流作酪農の乾草の準備など資金の手当てなくては生活も乳牛の飼育もできないので、やむなく二年連続して災害融資を受け急場を凌ぐことにした。

五十七年の二回の水害で一粒の米も収穫がなかったから、飯米用として北海道市農協から玄米七百二十一俵(一俵二万一千円)を緊急購入して組合員に配給する等災害の善後策を講じた。

災害資金の借入状況

| 借入年度 | 借入金額 | 借受人 | 借入先 |
|-------|--------------|---------|-------------------------|
| 昭和五六年 | 三三、一三〇、〇〇〇円 | 流作 二一戸 | 守谷町農業協同組合 |
| 同 | 二〇、二五〇、〇〇〇円 | 浅間山 二〇戸 | 水海道市農業協同組合 |
| 昭和五七年 | 一五、八〇〇、〇〇〇円 | 流作 二一戸 | 守谷町農業協同組合 |
| 同 | 三四、八二〇、〇〇〇円 | 浅間山 二〇戸 | 水海道市農業協同組合 |
| 計 | 一〇四、〇〇〇、〇〇〇円 | 四一戸 | 利率（自己負担二・五％） 十九年年賦償還 |